

毎週火、金曜日発行(但休日、当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇規則 鳥取県行政組織規定の一部改正

規則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年五月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第二十九号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

「室」を「公室」に、「室長」を「公室長」に改める。

目次中第二章第二節を次のように改める。

第二節 課、局、係及び室(第六条―第十四条)

目次第二章第五節中「課員」を「課、局員」に改める。

目次中第五章第二節を削り、第三節を第二節とし、以下第九節まで順次一節ずつ繰り上げる。

目次中第五章に第九節として次のように加え、第二十二節及び第二十三節を削り、第二十二節を第二十節とする。

第九節鳥取県美保涉外労務管理事務所(第八十四条の二―第八十四条の五)

第三条第四号中「第一百五十五条及び」を削る。

第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節 課、局係及び室

第六条の見出し中「局及び係」を「局、係及び室」に改め同条本文中「係」を「係及び室」に改める。

第六条二総務部中「財務課」を「財政課」に改め、「收支係」の下に「集中経理係」を、「財政係」の下に「

税務係」を加える。

第六条三民生労働部中

厚生課	庶務係、保護係、社会係
厚生課 厚生 援護課	庶務係、保護係、社会係、調査係、 補償第一係、補償第二係

に改め、

を削る。
 第六条中四衛生部を次のように改める。
 四 衛 生 部

衛生課	庶務係、医事係、薬事係、食品衛生 係、環境衛生係
予防課	庶務係、衛生統計係、衛生施設係、 保健係、結核予防係、防疫係

を削り、「専門技術員室」の下に「肥料検査室」を加え
 第六条五經濟部中「農村工業係」及び「肥料機材係」
 商工課 庶務係、振興係、指導係、通商係、
 計量係

商工課	庶務係、振興係、指導係、通商係、 計量係
地下資源 開発局	庶務係、調査開発係

に、「技術普及係」を「普及指導係」に、「干拓係」を
 「調査干拓係」に改める。
 第六条六土木部中「改良係」の下に「火災復興係」を
 加える。

第六条に次の一項を加える。
 2 地方課に西部分室を、農政課に中部分室及び西部分
 室を、農地開拓課に中部分室及び西部分室を置く。
 第八条中「財務課」を「財政課」に改める。
 第八条地方課中第一号を削り、第二号を第一号とし、
 以下順次一号ずつ繰り上げる。
 第九条中「厚生課」を「厚生援護課」に改める。

以下順次十一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の十一号
 を加える。
 十一 未帰還者の調査に関する事
 十二 未復員者死亡認定及び死亡公報に関する事

- 十三 遺家族等の身上相談に関する事
 - 十四 遺骨、遺留品の取扱に関する事
 - 十五 軍歴に関する事
 - 十六 未帰還者の留守宅渡給与に関する事
 - 十七 復員者の未支給給与の精算に関する事
 - 十八 未帰還死没者に対する給与に関する事
 - 十九 元軍人の傷病恩給及び元軍属の恩給等に関する
事
 - 二十 戦没者遺族補償に関する事
 - 二十一 復員に関する事
- 第九条中世話課及びその分掌事務を削る。
 第十条を次のように改める。

- 第十条 衛生部の各課においては、次の事務をつかさど
 る。
- 衛生課
- 一 保健衛生の総合企画に関する事
 - 二 衛生教育に関する事
 - 三 医療法の施行に関する事

- 四 医師法、歯科医師法、診療エックス線技師法、齒
科衛生士法、栄養士法及び保健婦、助産婦、看護婦
法の施行に関する事
- 五 あんま師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の
施行に関する事
- 六 医療機関の整備に関する事
- 七 医療社会事業に関する事
- 八 死体解剖保存及び胞衣埋没に関する事
- 九 薬事法の施行に関する事
- 十 毒物及び劇物取締法の施行に関する事
- 十一 麻薬取締法の施行に関する事
- 十二 大麻取締法の施行に関する事
- 十三 覚せい剤取締法の施行に関する事
- 十四 医薬品その他衛生資材の生産供給に関する事
- 十五 薬用植物の栽培に関する事
- 十六 食品衛生法の施行に関する事
- 十七 乳肉衛生に関する事
- 十八 と畜場法及びへい、獣処理場等に関する法律の施

- 行に關すること
- 十九 狂犬病予防法の施行に關すること
- 二十 毒蛇、昆虫等の駆除に關すること
- 二十一 墓地、埋葬、火葬場等に關すること
- 二十二 整容師、美容師法の施行に關すること
- 二十三 旅館業法、興行場法、公衆浴場法及びブティック業法の施行に關すること
- 二十四 温泉法の施行に關すること
- 二十五 部内各課、甲類附属機関及び地方機関の連絡調整に關すること
- 二十六 その他部内他課の所管に属しないこと
- 予 防 課
- 一 人口動態調査及び衛生統計調査に關すること
- 二 上水道及び簡易水道に關すること
- 三 下水道に關すること
- 四 清掃法の施行に關すること
- 五 母子衛生及び育成医療に關すること
- 六 優生保護法の施行及び受胎調節に關すること
- 七 精神衛生法の施行及び精神病床の整備に關すること
- 八 栄養改善法の改行に關すること
- 九 歯科衛生に關すること
- 十 結核予防法の施行に關すること
- 十一 結核病床の整備に關すること
- 十二 傳染病予防法の施行に關すること
- 十三 予防接種法の施行に關すること
- 十四 傳染病棟、隔離病舎の整備に關すること
- 十五 検疫に關すること
- 十六 性病予防法の施行に關すること
- 十七 らい予防法の施行に關すること
- 十八 トラホーム、寄生虫病、地方病及びその他の疾病予防に關すること
- 十九 災害防疫に關すること
- 第十二条目出し中「各課」を「各課、局」に改め、同条本文中「各課」を「各課、局」に改め、同条農政課第十四号中「他課」を「他課、局」に改める。

- 第十二条林務課中第三号を削り、第四号を第三号とし、以下第十三号まで順次一号ずつ繰り上げ、第十四号中「森林害虫防除」を「森林病害虫防除」に改め、第十四号を第十三号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。
- 第十二条畜産課中第四号を削り、第五号を第四号とし、以下第十二号まで順次一号ずつ繰り上げ、第十三号中「及び種畜場」を「種畜場及び山陰酪農講習所」に改め、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とする。
- 第十二条商工課第二十三号中「大阪事務所及び木材工業指導所」を「及び大阪事務所」に改める。
- 第十二条中商工課の次に、次のように地下資源開発局を加える。
- 地下資源開発局
 - 一 地質及び地下資源の調査研究に關すること
 - 二 地下資源の開発並びに技術指導に關すること
 - 第十三条見出し中「各課」を「各課、局」に改め、同条本文中「各課」を「各課、局」に改め、同条管理課第十二号中「他課」を「他課、局」に改める。
- 第十三条道路課に次の一号を加える。
- 八 鳥取市火災による土地区画整理に關連ある測量調査及び設計、施行並びに指導監督に關すること
- 第十四条の見出しを次のように改め、同条第一項中「係」を「係及び室」に改める。
- (係、室の分掌事務)
- 第十六条第一項を次のように改める。
- 第十六条 公室、部、課、局、係及び室にそれぞれ次の長を、分室に主任を置く。
- 公 室 長
- 部 長
- 課 長
- 局 長
- 係 長
- 室 長
- 第十七条中第三号を次のように改める。
- 三 係長、室長及び主任上司の命を受け、その係、室又は分室に属する事務を処理する。

第二章第五節節名中「課員」を「課、局員」に改める。
第二十条中「係長」を「係長、室長又は主任」に改める。

第二十一条第一項中

「鳥取県工業試験場

鳥取県木材工業指導所」を

「鳥取県工業試験場

鳥取県立保育専門学院

鳥取県立山陰酪農講習所」に改める。

第三十条を次のように改める。

第三十条 鳥取県工業試験場は、工業（金属工業を除く。）に関する試験研究並びに指導を行い、その振興を図るため、次の業務を行う機関である。

- 一 木製口（竹工業、漆工業、杞柳工業及び製材業を含む。）製紙、醸造、染織、窯業等の工業に関する調査並びに総合企画
- 二 工業用原材料及び製品の分析試験鑑定
- 三 工業用材料、機軸器具及び製作技術に関する試験

研究並びに指導

- 四 試作並びに見本品の配布
- 五 工業に関する意匠図案の研究並びに指導
- 六 展示会、講習会、講演会等の開催、指導並びに傳習及び技能者の養成
- 七 その他目的達成に必要な事項

2 鳥取県工業試験場の位置は、鳥取市である。

3 鳥取県工業試験場に庶務係、繊維化学部、工芸窯業部、木材工業部及び分場を置く。

4 分場の名称及び位置は次のとおりとする。

名	称	位	置
鳥取県工業試験場津ノ井分場			岩美郡津ノ井村
鳥取県工業試験場境港分場			境港市

第三十一条を次のように改める。

（鳥取県立保育専門学院）

第三十一条 鳥取県立保育専門学院は、児童福祉施設において、児童の保育（教護、養護）に従事しようとする女子にたいし、これに必要な専門の知識及び技能を

履修させる機関である。

2 鳥取県立保育専門学院の位置は、倉吉市である。

3 鳥取県立保育専門学院に庶務係及び教務部を置く。

第三十二条を次のように改める。

（鳥取県立山陰酪農講習所）

第三十二条 鳥取県立山陰酪農講習所は、酪農業の健全な発展を図り、農業経営の安定を期するため、中堅酪農家を養成する機関である。

2 鳥取県立山陰酪農講習所の位置は、米子市である。
第三十五条第二項中「西伯郡境港町」を「境港市」に改める。

第五十二条第四項中「西伯郡境港町」を「境港市」に改める。

第五十七条の表中人事課 鳥取県職員委員会の次に、次のように鳥取県自治研修所運営審議会を加える。

鳥取県自治研修所運営審議会

鳥取県自治研修所運営審議会設置条例第二条の規定による研修計画、研修所経費の負担等についての審議に関する事務

第五十七条の表中「厚生課」を「厚生援護課」に改める。
第五十七条の表中

医務課

鳥取県医療機関整

医療法第三十二条第二項の規定による医療機関の整備に関する重要事項の調査審議に関する事務

鳥取県公的医療機

医療法第三十六条第一項の規定による公的医療機関の運営に関する重要事項の調査審議に関する事務

鳥取県あん摩、はり、きゆう、柔道

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法第十三条第三項の規定によるあん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の試験、これらの者の業務に関する知事の指示、処分等に関する調査審議に関する事務

鳥取県准看護婦試験委員	保健婦、助産婦、看護婦法第二十五条第一項の規定による准看護婦試験の実施に関する事務
鳥取県結核審査協議会	結核予防法第四十八条第一項の規定による結核患者の医療費の申請の審議に関する事務
鳥取県温泉審議会	温泉法第十九条第一項並びに第二十條の規定による温泉及びこれに関する行政に関する調査審議並びに温泉に関する知事の処分に対する意見の答申に関する事務
鳥取県理容師、美容師試験委員	鳥取県理容師、美容師試験委員条例第一条の規定による理容師、美容師試験に関する事務
鳥取県優生保護審査会	優生保護法第十七条第三項の規定による優生手術に関する適否の審査に関する事務

を

鳥取県医療機関整備審議会	医療法第三十二条第二項の規定による医療機関の整備に関する重要事項の調査審議に関する事務
鳥取県公的医療機関運営審議会	医療法第三十六条第一項の規定による公的医療機関の運営に関する重要事項の調査審議に関する事務
鳥取県あん摩、はり、きゆう、師及び柔道整復師の試験、これら者の業務に関する知事の指示、処分等に関する調査審議に関する事務	あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法第十三条第三項の規定によるあん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の試験、これら者の業務に関する知事の指示、処分等に関する調査審議に関する事務
鳥取県准看護婦試験委員	保健婦、助産婦、看護婦法第二十五条第一項の規定による准看護婦試験の実施に関する事務
鳥取県温泉審議会	温泉法第十九条第一項並びに第二十條の規定による温泉及びこれに関する行政に関する調査審議並びに温泉に関する知事の処分に対する意見の答申に関する事務

鳥取県理容師、美容師試験委員	鳥取県理容師、美容師試験委員条例第一条の規定による理容師、美容師試験に関する事務
鳥取県結核審査協議会	結核予防法第四十八条第一項の規定による結核患者の医療費の申請の審議に関する事務
鳥取県優生保護審査会	優生保護法第十七条第三項の規定による優生手術に関する適否の審査に関する事務

に改める。

第五十八条第一項中「第一百五十五条及び」及び「地方事務所」を削る。

第五十八条第二項中

「鳥取県東京事務所」を

「鳥取県美保涉外労務管理事務所

鳥取県東京事務所」に改め、「港湾修築事務所」及

び「鳥取県鳥取火災復興事務所」を削る。

第五十九条中「地方事務所」を削る。

第六十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第二節を削る。

第六十二条から第六十四条までを次のように改める。

第六十二条から第六十四条まで削除

第五章中「第三節」を「第二節」とする。

第六十六条中「西伯郡」を「境港市西伯郡」に改める。

第五章中「第四節」を「第三節」とする。

第六十八條の三中

「東部福祉事務所 鳥取市 岩美郡 八頭郡 気高郡」を

「東部福祉事務所 鳥取市 岩美郡 八頭郡 気高郡

中部福祉事務所 倉吉市 東伯郡

西部福祉事務所 米子市 西伯郡 日野郡」に改める。

第五章中「第五節」を「第四節」とする。

第六十九条第二項中「西伯郡」を「境港市西伯郡」に

改める。

第五章中「第六節」を「第五節」とする。

第七十四条中「西伯郡」を「境港市、西伯郡」に改める。

第五章中「第七節」を「第六節」とする。

第七十七条中「西伯郡」を「境港市、西伯郡」に改める。

第五章中「第八節」を「第七節」とする。

第八十条中「西伯郡」を「境港市、西伯郡」に改める。

第五章中「第九節」を「第八節」とする。

第八十三条中「米子市、西伯郡のうち境港市、西伯町」を「米子市、境港市、西伯郡のうち西伯町」に改める。

第五章に第九節として次のように加える。

第九節 鳥取県美保涉外労務管理事務所

第八十四条の次に次の四条を加える。

(美保涉外労務管理事務所の設置)

第八十四条の二 鳥取県美保涉外労務管理事務所は、涉外労務管理に関する事務の一部を分掌する機関とする。

(美保涉外労務管理事務所の位置)

第八十四条の三 鳥取県美保涉外労務管理事務所は、境港市に置く。

(美保涉外労務管理事務所の内部組織)

第八十四条の四 美保涉外労務管理事務所に、管理係及び給与係を置く。

(美保涉外労務管理事務所の所掌事務)

第八十四条の五 美保涉外労務管理事務所においては、次の事務を行う。

- 一 駐留軍労務者の雇入れ、提供、解雇及び労務管理、給与の支給並びに福利厚生の実施に関すること
- 二 駐留軍労務者の解雇手当、退職手当及び災害補償並びに災害見舞金に関すること
- 三 駐留軍労務者に対する社会保険(健康保険、厚生年金保険及び失業保険)の事業主の事務に関すること
- 四 駐留軍労務者の失業対策に関すること。
- 五 駐留軍との一般涉外に関すること

第八十七条の八中

「鳥取県東部山林事務所 鳥取市 岩美郡、八頭郡、気高郡」を

「鳥取県東部山林事務所 鳥取市 鳥取市、岩美郡、八頭郡、気高郡

鳥取県中部山林事務所 倉吉市 倉吉市、東伯郡

鳥取県西部山林事務所 米子市 米子市、境港市、西伯郡、日野郡」

に改める。

第八十七条中「林業係及び施設係」を「林業係、施設係及び駐在所」に改め、同条に次の一項を加える。

2 駐在所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
鳥取県東部山林事務所那家駐在所		八頭郡	那家町
鳥取県東部山林事務所若桜駐在所		八頭郡	若桜町
鳥取県東部山林事務所用瀬駐在所		八頭郡	用瀬町
鳥取県東部山林事務所智頭駐在所		八頭郡	智頭町
鳥取県東部山林事務所気高駐在所		気高郡	気高町

鳥取県中部山林事務所赤碕駐在所 東伯郡赤碕町

鳥取県西部山林事務所江府駐在所 日野郡江府町

鳥取県西部山林事務所伯南駐在所 日野郡伯南町

第八十七条の十中第四号を削り、「第五号」を「第四号」とし、以下第十八号まで順次一号ずつ繰り上げ、第十九号中「森林害虫防除」を「森林病虫害防除」に改め、「第十九号」を「第十八号」に、「第二十号」を「第十九号」とし、第二十号として次の一号を加える。

二十 火薬類に関すること

第八十七条の十に次の一項を加える。

2 前項の所掌事務のうち、第二十号については中部、西部山林事務所のみとする。

第八十九条中「西伯郡」を「境港市、西伯郡」に改める。

第八十九条の三中

「鳥取県東部耕地事務所 鳥取市 鳥取市、岩美郡、八頭郡、気高郡」を	
「鳥取県東部耕地事務所 鳥取市 鳥取市、岩美郡、八頭郡、気高郡」を	
「鳥取県東部耕地事務所 鳥取市 鳥取市、岩美郡、八頭郡、気高郡」を	

